令和８年度第３回函館市教育振興審議会　会議録

日　時	令和８年９月２４日（木）　１８：３０～１９：１５
場　所	函館市役所　８階第２会議室
出　席 （委員）	中村委員（会長），長谷川委員（部会長），齊藤委員，髙村委員， 木下委員，向委員，間委員，金子委員，村山委員，丹内委員， 竹内委員，木村委員，豊田委員（１３名）
（事務局）	堤学校教育部長，　上野学校教育部次長， 中田教育政策課長，田口主査，門脇主任（５名）
傍聴者	なし

１　開会

（事務局）

ただいまから，令和８年度第３回函館市教育振興審議会を開催します。

本日の会議につきましては，函館市情報公開条例第21条の規定に基づき原則公開となります。本日の議事等につきましては，非公開となる内容がないと考えられますので，全ての会議が公開となります。

会議終了後には，発言要旨を取りまとめた会議録を作成し，公表することとなっておりますので，御承知おきください。会議録につきましては，後日，出席された委員全員に確認していただく予定でおります。

本日の出欠の状況ですが，審議会委員15人中，13人の委員の出席となっており，函館市教育振興審議会条例第６条第３項の規定により，半数以上の方に御出席いただいておりますので，会議が成立していることをお知らせします。

２　議事

（会長）

それでは，「議事」に入ります。

第１回審議会において諮問のありました「『令和８年度教育委員会の事務の点検および評価報告書（案）について』に対する答申（案）について」の審議となります。

はじめに，審議を行った点検評価部会から，「答申（案）」の作成に至るまでの審議経過」について説明願います。

（部会長）

点検評価部会を代表して，私から諮問事項に係る審議経過について説明いたします。

資料１を御覧ください。

点検評価部会におきましては，資料１の項目３から８に記載のとおり，３回の部会を開催し，「答申（案）」を作成しております。

まず，６月 25 日に開催した第１回点検評価部会では，諮問内容や審議の方法，スケジュールなどについて確認いたしました。

その後，各委員が「報告書（案）」についての意見を提出し，事務局が，「答申（事務局案）」として取りまとめたところです。

８月 18 日に開催した第２回点検評価部会では，「答申（事務局案）」について，各委員が提出した意見と照らし合わせながら，一つひとつ審議いたしました。

第２回点検評価部会終了後，「答申（原案）」を作成し，第３回点検評価部会において，書面による審議を行い，９月１日に点検評価部会委員の承認を得たことから，項目の９となりますが，本日の審議会へ「答申（案）」を提出したところです。

なお，「答申（案）」は，２部構成になっており，１ページ目を「答申文」として，点検・評価の目的，目的に対する報告書の妥当性や点検・評価の方法等についての意見，事業内容に関する総論を述べ，２ページ目以降を「教育委員会の取組に対する意見」として，合わせて「答申」としております。

（会長）

ただいま，点検評価部会から審議経過についての説明がありましたが，御質問などはありますでしょうか。

（委員）

―特になし―

（会長）

次に，答申（案）の審議に移ります。

答申は２部構成になっているということですので，まず，資料２の２ページ目以降，「教育委員会の取組に対する意見」について審議を進めます。資料は事前にお送りしておりますが，このまま進めてもよろしいでしょうか。

（委員）

―異議なし―

（会長）

この「教育委員会の取組に対する意見」について，これから審議を進めていきたいと思いますが，文面が長いので区切って進めていきたいと思います。

まず，２ページ目の「Ⅰ 教育委員会の活動状況に関する点検・評価」と「Ⅱ 教育委員会の施策に関する点検・評価」で１つ目とし，「基本目標１の施策１と施策２」を２つ目，「施策３と施策４」を３つ目，「施策５と学校施設の維持管理」を４つ目とします。

そして，「基本目標２と市立小・中学校の再編の推進」を５つ目，「基本目標３」を６つ目，「基本目標４」を７つ目，そして最後８つ目に「基本目標５と基本目標６」をまとめて協議，審議をしたいと考えております。

それでは，２ページの「Ⅰ 教育委員会の活動状況に関する点検・評価」と「Ⅱ 教育委員会の施策に関する点検・評価」について，御意見・御質問などいかがでしょうか。

（委員）

―特になし―

（会長）
ここまで承認いただいたと受け止めてよろしいでしょうか。
（委員）
―異議なし―
（会長）
それでは，２つ目「基本目標１の施策１と施策２」の審議に移ります。より具体的な内容になってきましたが，御意見・御質問などいかがでしょうか。
（委員）
―特になし―
（会長）
それでは，３つ目３ページの「施策３と施策４」の部分ですが，御意見・御質問などいかがでしょうか。
（委員）
―特になし―
（会長）
この部分まで承認いただいたと捉えていきたいと思います。
それでは４つ目の「施策５と学校施設の維持管理」の部分に移ります。御意見・御質問などいかがでしょうか。
（丹内委員）
学校施設の件ですが，これは学校が避難所となっていて，色々な災害時の備蓄がしてあるということでしょうか。
（会長）
備蓄についてですか。
（丹内委員）
私の解釈ですと避難所は避難場所と違い，耐震工事をしているか，災害時の備蓄をしているかなどの条件があり，そこを踏み切れなくて，私の町会では市の災害対策課と話をして，今年は，駐車場を避難場所に指定させてもらいました。
学校の方はどうでしょうか。災害時に鍵が開かないとか誰が鍵を管理しているとか，そういう話をよく耳にしますが，その辺どうなのでしょうか。学校の先生に負担もかかるでしょうから，先生の業務にしなくてもいいような気がします。
（会長）
では，まず学校施設等についてですね。
（丹内委員）
それともう１点，避難場所とは関係ありませんが，グラウンドの管理について，児童生徒数がピーク時に比べ，現在は何百人も減っていますので，グラウンドを持て余してるのではないのかと思いました。グラウンドは誰が管理しているのでしょうか。そのあたりの状況も少し聞きたいと思います。
（会長）

部会長から説明をよろしいですか。

（部会長）

私の方で答えられる範囲でお答えしたいと思いますが，１点目の避難所に関わる災害備品等については，避難所に指定されている学校には，ある程度の災害備品を函館市で保管しており，学校は場所を提供している形となっております。水やそれに関わるような備品についても，配付されております。

２点目のグラウンドの管理については，主に学校が管理していると私は捉えていますが，事務局で補足等ありましたらお願いいたします。

（事務局）

御説明のありましたとおり，学校の敷地内については，除草など学校に管理をお願いしております。ただし，学校の敷地の周りに木が生えていて，枝が大きくなったなどといった場合には，学校から市教委へ連絡をいただき，協議して剪定など行っているところです。

（丹内委員）

学校の避難所は,学校の先生方の業務から切り離すことはできないものですか。先生は全然関係ありませんよ，ということにはならないでしょうか。

（事務局）

元々は学校施設を避難所としてお貸ししている前提ですので，学校に先生がいる時間帯には避難所として開放していただいておりますが，最近は夜間に災害があり，夜間の場合は，なかなか開錠されないという実態もあったかと思います。

現在，災害対策課で検討し，そのようなことがないよう地域住民の方に協力していただき，早急に鍵を開けてもらうような仕組みを作っていると伺っております。市民の方にできるだけ不便がないよう，早く避難できる体制作りを整えているところです。

（丹内委員）

今，地域住民，地域の町会などに頼むという話を聞いておりましたが，はっきり誰が管理するといえないものでしょうか。先生方は夜に学校にいないですよね。用務員さんや学校を管理する人などは夜，当直しているのでしょうか。

（事務局）

いないです。

（丹内委員）

夜は学校に誰もいないのですね。災害というのは,いつ来るか分からないですから，誰か地域の方でもいいですが，はっきりこの人がやらなければならないと決められないものでしょうか。

（事務局）

分担を決めて，市職員が避難所に行くことになっており，さらに地域の協力者も決めてお願いしているようです。とにかく少しでも早く避難所に行けるような体制作りを進めているところでした。

（丹内委員）
教育委員会の話から外れて災害の話になりますが，避難所は何箇所もあり，避難所に行ったけど避難所が開いていなかった，という話をよく聞きます。学校が避難所になっているものですから，そのあたりをはっきり決めておいた方がよいのではないかと思います。
（事務局）
全ての学校が避難所になっている訳ではなく，市から指定されていますので，周知なども今後，必要であるかと思います。
（木下委員）
よろしいでしょうか。そのような災害時の危惧について御意見で出されておりましたので，私の所属している中部高校は道立の学校ですが，函館市から津波対応の避難場所に指定されております。
現在の管理職員は函館の人間ではありませんので，年末年始は函館にいない可能性があります。万が一，災害が年末年始に発生した場合は，施設管理者として鍵を開けて，市職員に避難所開設を任せるということについて，現在，内部で議論しており，管理職員が不在になる時には，主幹教諭あるいは近隣に住む教諭に開錠を頼むことが一つの方策となります。
他の自治体等では，災害時には自動的に学校のマスターキーが開いて，市職員が施設内に入ることができるようになっていると聞いております。
市教委とは管轄が違いますが，函館市も津波注意報が出た場合には，必ず避難所を開設するというように方針が改められておりますので，それが実効性のある形になることを道立の主管機関としては望んでおります。
（会長）
まだまだ課題があるということで，きっと様々な方向から意見が出て，今のような切り口で進めていけるかと思いますのでよろしいでしょうか。
（丹内委員）
はい。
（向委員）
学校施設の維持管理についてですが，「災害情報を得られるよう，地上波テレビを受信できるような整備が必要である」と記載がありますが，本当に災害が起きた時，実際に何年か前に停電になった時にそうでしたが，テレビはつきませんでしたので，災害時には地上波テレビは全く意味がないと思います。何が役に立ったかというと，スマートフォンですよね。後からスマートフォンも電波が届かなくなって使えなくなりましたが，初期のテレビが点かない，電気も点かないという時に役に立ったのは，スマートフォンでした。
そうすると学校で災害時に何が必要かというと，地上波テレビの整備に新たに費用をかけるよりも，発電機やスマートフォンを充電できるようなもの，場合によってはWi-Fi 環境，Wi-Fi の環境には電気は必要ですが，そのようなものであって，地上波

テレビを受信できるようなところに費用をかけるというのは，今の時代に逆行すると思います。
（会長）
部会長よろしいですか。
（部会長）
実際，学校には各教室に一台テレビが整備されている状況ですが，主に授業で教える教師側のＰＣ画面あるいは児童生徒が利用している一人一台端末を基にした画面を映すなど，実際に私たちが利用しているテレビとしての機能という部分は，今の学校では使えるような状況ではありませんので，停電という部分はありますが，そうではない時に情報を得られるという部分で，地上波のニュースや災害に係る情報を得られるような備えも必要ではないかという部会での意見です。
私が長万部の学校に勤めていた時に，有珠山の噴火があり，私が勤めていた中学校にも洞爺の方から避難者が来て，各教室が避難場所になった時には，停電がなかったため，テレビが非常に貴重な情報源だったと聞いております。
そういう部分も含めて，避難場所の対応としての備えという部分で，必要があるかとは思いますので，そのような意見として挙げさせていただきました。
（向委員）
それであれば，なおさらテレビではなくラジオが必要だと思います。元々授業で使っているテレビがあるというのはいいですが，これから新たにテレビの整備というところで，費用をかけるのは無駄だと思います。
テレビを新しくするとか買い替えるのであれば，チューナーレステレビなどであって，地上波テレビを受信できると書いていることにとても違和感を感じます。
災害対策としてであれば，新しく避難所になった学校にはラジオを置きましょうということであれば理解できますが，地上波テレビの整備に費用をかけるということは無駄だと思います。予算的にも厳しい状況のようですし，無駄なことに費用をかけない方がいいのではないかと思います。
（会長）
もっともな意見かとは感じましたが，整備する側の事務局から説明をお願いいたします。
（事務局）
今の御意見も本当にそうだと思います。避難所で避難者の方が集まるところは体育館ですが，学校のなかでテレビを見ることができるのは職員室や校長室など限られたところで，非難された方々が体育館などで情報がないということをとても不安に感じていると聞いております。
部会でもテレビが体育館で実際に見られるように整備されていれば，避難者の方々の不安感がより軽減できるのではないかという内容の記載であると思います。
ただ，御意見がありましたように，当然停電になれば，全く情報がなくなってしまうということを考えれば，向委員からラジオというところも御提案をいただきました

ので，そのあたりも踏まえた細かい文言の整理については，会長，部会長と御検討させていただくということになります。まずは，貴重な御意見としてしっかりと受け止めて検討したいと思います。

（会長）

向委員，よろしいですか。

（向委員）

はい。

（会長）

事務局からも説明がありましたが，この部分について訂正等，私の方で一任させていただいて，事務局と部会長とも協議しながら進めていきたいと思います。

それでは「施策５と学校施設の維持管理」について，他によろしいでしょうか。

（委員）

―異議なし―

（会長）

では，そういうことで承認された部分もあるということで進めさせていただきたいと思います。

それでは「基本目標２と市立小・中学校の再編の推進」について，御意見・御質問などいかがでしょうか。

（委員）

―特になし―

（会長）

まずは，この部分はこの文面で承認いただいたと捉えて進めていきたいと思います。

次に「基本目標３」について，御意見・御質問などいかがでしょうか。

（委員）

―特になし―

（会長）

この部分も御意見等がないということで承認と捉えて，「基本目標４」にいきたいと思います。御意見・御質問などいかがでしょうか。

（委員）

―特になし―

（会長）

では，この部分も承認と捉えて，最後のページの「基本目標５」について，いかがでしょうか。

（丹内委員）

中学生の部活動ですが，現在はどのような状況なのでしょうか。元々は，部活動は学校ごとの活動だと思っておりましたが，今は子どもが少ないためか，例えば，野球部が１つの学校ではできない学校もあり，できる学校が３校か４校しかありません。

中学校の部活動，特にスポーツ系ですが，そこまでしてやらなければいけないものでしょうか。部活動は学校教育でしょうか。

（会長）

部会長から説明をお願いします。

（部会長）

現在，函館市内でもいくつかの学校の部活動の競技種目において，１校でチームを組むことができない状況が，増えてきているように私は感じています。

御経験ある方もいらっしゃると思いますが，部活動が学校教育のなかで様々な良い影響を与える部分がいくつもあったことから，これまで学校で継続して行われていたのだと思います。

現在，文部科学省やスポーツ庁，文化庁が，地域展開という形で部活動も学校から地域へと進めていくなかで，なかなかそれぞれの現状があり，進まない部分もありますが，函館市でも学校から移行していく形で協議を進めているところです。

学校でやらなければならないのかという部分については，なかなか私からは申しづらいのですが，世の中の流れから，地域展開することとなっていきますので，今後，学校から離れた形で色々な部活動が実施されていく姿も見られていくのではないかと考えていますが，事務局の方で補足をお願いします。

（事務局）

部会長の御説明のように，現在，日本各地で子どもが減少しているのは間違いなく，函館市も同じ状況です。

特に，団体競技が自分の学校だけではできない状況が出てきたため，函館市でも合同部活動や拠点校部活動という制度を作り，自分のやりたい種目，例えば自分の学校に野球部がない場合に野球部がある指定された学校で活動ができるよう，活動の受け皿を整備しているところです。

現在，国が進めているのは，これから地域の子どもは，学校だけでなく地域のみんなで見ようという方向性で，地域でスポーツだけではなく，文化活動も併せて色々な地域クラブでスポーツ，文化活動を生涯教育として進めていこうという方向性となっています。函館市でも制度を設計していて，進めているところです。

（会長）

いかがでしょうか。

（丹内委員）

地域展開という話を聞きますが，どこか漠然としているというか，大きいというか，地域の誰がするのでしょうか。ある程度の知識がある人が携わるのでしょうか。

例えば，野球を地域展開する場合は，キャッチボールもできない人がするものなのでしょうか。誰がこの人に任せますと判断するのでしょうか。

それともう一つ，教育委員会は地域展開に関して，どの程度関わりがあるのでしょうか。

（事務局）

まず，誰に任せるかという点は，教育委員会も関わっているのかという部分と同じような話になりますが，国では，各自治体がそれぞれの市町で認定地域クラブ制度を設けるよう示しており，函館市でも認定地域クラブ制度を立ち上げる方向で検討しているところです。

その制度には，様々な要件等を設け，例えば，野球やサッカーのほか，今まで部活動にないスポーツ，例えば，函館市にはボッチャなどのスポーツを含めた様々な団体がありますので，地域クラブをやりたい，やってもいいよという団体に手を挙げていただき，函館市の認定制度の基準に合致したところを地域クラブとして認定して，地域クラブから子どもたちを募集してもらう形を取ろうと考えています。

（丹内委員）

それは民間のスポーツクラブとは，別のものでしょうか。また，その認定地域クラブに行くと，講師料などの費用は発生するのでしょうか。

（事務局）

部活動についても協議会を設置し，関係団体に御意見をいただきながら進めているところですが，基本的には，これまではどちらかというと学校の先生方が無償で行っていて無料のところが多かったと思いますが，クラブチームや塾などと同じように，やはり受益者負担で，ある程度はお支払いしていただくことになります。

ただ，国からはできるだけ低廉な費用でできるよう，制度を作りなさいということで，なるべくそのような方向で進めていけたらと考えています。

そしてクラブチームの指導者は，指導に見合った報酬として受け取ることが可能になります。

現在，民間のスポーツクラブなどがありますが，そことの違いは，利益を求める営利目的なのかどうかなどの線引きがあり，整備を進めているところでした。

（会長）

部活動について，まだまだみんなで頑張っていかないと厳しいかと思います。よろしいですか。

（丹内委員）

はい。

（会長）

「基本目標５」の部分について，他に御意見・御質問などいかがでしょうか。

（委員）

―特になし―

（会長）

ここも承認と受け止めて，１ページに戻りたいと思います。

（部会長）

よろしいでしょうか。点検評価部会でこの案について書面開催を行い，承認しましたが，本日欠席しております秋山委員から読みやすさという点で１つ，御意見がありました。私の方からお伝えしますので，御審議いただければと思います。

該当部分は２ページの「基本目標１の施策１　確かな学力を育む教育の推進」の部分の１つ目になります。秋山委員の方で本日に向けて再度読み直した時に，少し違和感を感じたということです。

該当部分の「専門的な指導で学ぶ楽しさやできる・わかる実感を味わうことは，学習意欲向上に直結するので」という部分になりますが，「できる・わかる実感を味わう」という部分を読み進めた時に，少し読みづらさを感じたということで，この「できる・わかる」という言葉をかぎ括弧で囲み「専門的な指導で学ぶ楽しさや『できる・わかる』実感を味わうことは」にすると読みやすく，意味を理解しやすくなるのではないかと御意見をいただきましたので，御審議願いたいと思います。

（会長）

秋山委員からかぎ括弧をつけるという御意見でしたが，いかがでしょうか。

（向委員）

質問ですが，「できる・わかる」でしょうか。私は，「できる・わかる」実感を味わうことではなくて，「できる・わかる実感を味わうこと」という文章で，かぎ括弧をつけるとすると，「できる・わかる実感」というところまででではないですかと思いました。

（会長）

実感まで含めた方が，より分かりやすいのではないかという御意見ですね。

（向委員）

「できる・わかる実感」と一括りの文言と解釈して読んでいましたが，違うでしょうか。

（部会長）

向委員がおっしゃったように，この部分は「できる・わかる実感」というようにまとめた方が，私は理解しやすいと感じました。他に委員の御意見がありましたら，お願いしたいと思います。

（会長）

さらに訂正ということで，実感まで含めた方がより分かりやすいのではないかということです。いかがでしょうか。

（齊藤委員）

私は，「できる実感・わかる実感」の意味合いと捉えておりまして，訂正するのであれば，括弧書きよりも「できる実感・わかる実感」と表現した方がわかりやすいのではないかと思います。

（会長）

３つ目の訂正になります。実感を両方に付けるということで，かぎ括弧はいかがいたしましょう。

（齊藤委員）

ここにかぎ括弧が入ると違和感があります。

（会長）

できる実感とわかる実感の間は，中黒（ポツ），句点いかがいたしましょう。
（齊藤委員）
中黒（ポツ）でも句点でもよろしいかと思います。
（会長）
その方が分かりやすいということですが，部会長いかがですか。
（部会長）
そうですね。
（会長）
今の御意見を総合的に判断して，私に一任させていただくということでよろしいでしょうか。
（委員）
―異議なし―
（会長）
では，この部分は訂正の方向で承認をいただいたということで，よろしくお願いします。
それでは，資料２の１ページ目の「答申文」について審議を行います。答申文について，御意見・御質問などがあればお願いします。
（委員）
―特になし―
（会長）
それでは，資料２の１ページ目の「答申文」について，承認をいただきたいと思いますがよろしいでしょうか。
（委員）
―異議なし―
（会長）
それでは，「答申文」と「教育委員会の取組に対する意見」を合わせて，教育委員会への「答申」とすることに対し，承認いただけますでしょうか。
（委員）
―異議なし―
（会長）
これをもちまして，当審議会の「答申」として決定させていただくことといたします。
これで本日の議事を終了いたします。

３　その他

（会長）
最後に，次第の３「その他」として，委員の皆様から何かありますでしょうか。
（委員）

―特になし―

（会長）

事務局から何かございますか。

（事務局）

事務局から今後の流れについて説明があります。

本日の御審議のなかで，決定いただいた「答申」につきましては，資料１の項目 10 となりますが，10 月２日に，中村会長および長谷川部会長から教育長へ手渡していただくこととしておりますので，よろしくお願いいたします。

その後，項目の 11 となりますが，10 月上旬の教育委員会定例会において，報告書（案）の審議が行われ，議決となります。

なお，次回の審議会につきましては，10 月に審議会の開催を予定しております。議題は第２期函館市教育振興基本計画の基本的方向性についての審議となりますので，御出席いただきますようお願いいたします。

日程につきましては，改めまして，委員の皆様に御連絡いたします。

４　閉会

（会長）

本日は，委員の皆様の御協力により滞りなく終了することができました。

以上をもちまして，令和８年度第３回函館市教育振興審議会を終了いたします。